

No.922 指定サービス業を冷麺専門食堂業とした登録サービス標「サリウォン麺玉」のうち「サリウォン」の部分がサービス標登録決定当時の1996年6月26日を基準にして著名な地理的名称に相当し上記サービス表が著名な地理的名称のみからなるサービス標として、その登録を無効にしなければならないか否かを争点にした事案

注) サリウォン（沙里院）市は、朝鮮民主主義人民共和国の黄海北道西部にある工業都市

2017. 5. 12 宣告 事件番号 2016-8841 登録無効（商）

指定サービス業を冷麺専門食堂業とした登録サービス標「サリウォン麺玉」のうち「サリウォン」の部分がサービス標登録決定当時の1996年6月26日を基準にして著名な地理的名称に相当し上記サービス表が著名な地理的名称のみからなるサービス標として、その登録を無効にしなければならないか否かを争点にした事案

判決要旨：

たとえ「沙里院」が黄海北道の道庁所在地として我が国の小・中・高校の教科書に記載・言及されており、「沙里院」に関連した少くない新聞記事が検索できるが、「沙里院」に対する一般需要者や取り引き者の現実的な認識や水準を把握するための認識調査結果によると、「沙里院」を地名として知っている回答者の割合が26.8%で、黄海道地域の地名として正確に分かっている回答者の割合が15.8%にとどまっているところ、このような認識調査結果から把握される一般需要者の低い認知程度だけでは「沙里院」が登録決定当時、著名な地理的名称に相当するとはできないので、上記登録サービス標を無効にしなければならないとは言えない。